

令和 8 年度那須町奨学生募集要項

〈給付型〉

この制度は、教育の機会均等の趣旨に基づいて、優秀な青少年で経済的理由により修学できない者に学資を給付して人材を育成し、あわせて本町教育の進展を期することを目的としています。

1 対 象

学校教育法の規定に基づく、短期大学、大学又は専修学校に進学を予定する者又は在学している者

2 受給資格

- (1) 那須町に 6 ヶ月以上居住する者又はその被扶養者で、学習成績評定平均値が、5 段階評価で 4. 0 以上である者
 - (2) 学習意欲が高く、学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者
 - (3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和 6 年中の認定所得金額（注 1）が、別表第 3 の収入基準額以下である者
- 注 1）父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は別表第 1 の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差引いた金額）から別表第 2 の特別控除額を差引いた金額
- (4) 本人の属する世帯で町税を滞納していないこと
 - (5) 学校教育法の規定に基づく短期大学、大学、専修学校又は学位取得を目的として、海外に所在する短期大学、大学等で令和 8 年 4 月に入学又は在学する者
 - (6) 大学を卒業後、町内に 5 年間居住する者（毎年、現況届を提出する必要があります。）

※ 5 年間定住しない場合は、全額返還する必要があります。

〈本人の属する世帯とは〉

同居・別居を問わず本人と生計を同じくする者であり、世帯人員の認定は次による。

- 1 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。
- 2 次の場合は、同一の住居に居住していなくとも、本人と世帯を同じくする人とみなす。
 - ① 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、勤務地等の関係で別居しているとき。
 - ② 修学又は病気療養等のため一時的に別居しているとき。
 - ③ 別居の祖父母等を主に扶養しているとき。
 - ④ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

3 給付内容

- ・給付額 300,000円
- ・給付回数 1人1回限り
- ・給付人数 2名（1年度内）

那須町奨学生選考委員会において決定します。

4 返 還

次のいずれかに該当するときは、給付型奨学資金の給付を取消し、給付額を返還する必要があります。

- （1）傷病等のため成業の見込みがない者
- （2）学業の成績又は操行が不良となったとき。
- （3）休学したとき。
- （4）退学したとき。
- （5）受給資格に該当しないとき。
- （6）給付型奨学資金の給付を辞退したとき。
- （7）その他奨学生として適当ではないと認めたとき。

※返還方法は、奨学生の状況に応じて分割返還も可とする。（無利子）

5 提出書類

- （1） **那須町奨学生（給付型）願書（様式第1号）**
- （2） **那須町奨学生推薦調書（様式第2号）** ※ 学校において封印願います。
- （3） **奨学生自己推薦書（様式第3号）**
- （4） **同意書（様式第4号）**

※ 家族の収入、資産状況及び町税等の納税状況を確認することについて、同意をいただきます。同意をいただけない場合は、次の書類の提出が必要になります。

- （1）世帯全員の住民票の写し（原本）
 - （2）世帯の所得者全員の所得証明書（原本）
 - （3）世帯の所得者全員の納税証明書（原本）
- （5） **進学校の合格通知書の写し**（在学中の場合は在学証明書の原本）

※ 提出期限までに間に合わない場合は、後日提出可とします。

6 書類の提出先及び提出期限

- （1） 提出先 〒329-3292 那須町大字寺子丙 3-13（那須町役場内）
那須町教育委員会事務局 学校教育課 TEL：0287-72-6922
- （2） 提出期限 **令和8年2月6日（金）必着**

※認定所得額の計算方法等、不明な点がございましたら上記へお問い合わせください。

7 選考及び決定等

- (1) 学業成績及び所得の状況、奨学生自己推薦書を審査の上、選考委員会において決定します。
- (2) 選考の結果は本人に通知します。(採用になった場合は、誓約書、給付型奨学資金の口座振込報告書の提出が必要となります。)
- (3) 振込口座は奨学生本人名義で、足利銀行が指定となります。

別表 1**（１）給与所得者の所得額の計算式**

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（Ａ）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の算定式（Ｂ）を適用します。父母の一方のみが給与所得者の場合は（Ａ）を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① $\geq$ ②	（Ａ）表を適用
家計支持者②		（Ｂ）表を適用

給与所得計算式**（Ａ）**

年間収入金額 (1万円未満切捨て)	所得額 (1万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上 400万円以下	収入金額 $\times$ 0.8－214万円
401万円以上 781万円以下	収入金額 $\times$ 0.7－174万円
782万円以上	収入金額－408万円

（Ｂ）

年間収入金額 (1万円未満切捨て)	所得額 (1万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上 163万円以下	収入金額－65万円
164万円以上 180万円以下	収入金額 $\times$ 0.6
181万円以上 360万円以下	収入金額 $\times$ 0.7－18万円
361万円以上 660万円以下	収入金額 $\times$ 0.8－54万円
661万円以上 1,000万円以下	収入金額 $\times$ 0.9－120万円
1,001万円以上 1,500万円以下	収入金額 $\times$ 0.95－170万円
1,501万円以上	収入金額－245万円

（２）【給与所得者以外（自営業等）】

所得金額（所得証明書における所得金額）＝ 収入金額 － 必要経費（売上原価、営業経費）
--

別表第2

特 別 控 除 額 表

控除の事由			特別控除額				
世帯を対象とする控除	① 母子・父子世帯の場合		99万円				
	② 就学者のいる世帯の場合 ※児童・生徒・学生1人につき 控除できる。ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。		区 分		自宅通学	自宅外通学	
			小学校		31万円		
			中学校		46万円		
			高等学校		国・公立	39万円	69万円
					私 立	88万円	118万円
			高等 専門 学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
					4・5年次	43万円	72万円
				私 立	1～3年次	88万円	118万円
					4・5年次	87万円	116万円
			大 学		国・公立	74万円	121万円
					私 立	133万円	180万円
			専修 学校	高等 課程	国・公立	39万円	69万円
					私 立	88万円	118万円
				専門 課程	国・公立	36万円	81万円
					私 立	102万円	147万円
	③障がい者のいる世帯の場合		障がい者1人につき			99万円	
	④長期療養者のいる世帯の場合		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
	⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合		別居のため特別に支出している金額 ただし、71万円を限度とする				
	⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合		日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦本人を対象とする控除			高等学校	国・公立	39万円	69万円	
				私 立	88万円	118万円	
			専修学校 高等課程	国・公立	39万円	69万円	
				私 立	88万円	118万円	

- 注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。
- 2 出願者本人を含む子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額に、その超える人数を乗じた額を更に控除できます。
- (例) 本人が高校生で子ども3人の場合 $89 \text{ 万円} \times (3 \text{ 人} - 2 \text{ 人}) = 89 \text{ 万円}$ の控除

別表第3 **収入基準額表**

世帯人数	進学(在学)先
	短期大学、大学又は専修学校
1人	2,860,000
2人	4,550,000
3人	5,270,000
4人	5,720,000
5人	6,170,000
6人	6,500,000
7人	6,770,000
7人を超える場合	1人増すごとに27万円を、世帯人数7人の収入基準額(677万円)に加算

私は奨学生になれるかな？

私は県立高校 3 年生、4 人家族（父、母、弟）で、自宅から通学しています。大学へ進学したいのですが、奨学生になれるかな・・・。

①まず、父と母の収入を確認しました。

父の収入 800 万円 > 母の収入 360 万円

②次に、給与所得者の所得額の計算をしました。（別表 1 参照）

父は給与所得計算式 A を適用 800 万円 － 408 万円 ＝ 392 万円（所得額）

母は給与所得計算式 B を適用 360 万円 － 126 万円 ＝ 234 万円（所得額）

父と母の所得合算額 626 万円

③続いて、特別控除額を計算します。（別表 2 参照）

区分	特別控除額
弟（小学生）	31 万円
私（高校生）	39 万円

合計控除額 70 万円

① 収入基準額表に当てはめてみると・・・（別表 3 参照）

所得合算額 626 万円 － 特別控除額 70 万円 ＝ 556 万円 < 収入基準額 572 万円

「別表第 1」で求めた父と母の所得合計額から、「別表第 2」の特別控除額を差し引いた認定所得額が「別表第 3」の世帯人数に応じた収入基準額以下なので、奨学生の出願資格クリア！